

特定非営利活動法人ReBit 利益相反防止規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ReBit（以下、「当法人」という。）の運営及び事業の実施において、当法人の役員、社員及び従業員（以下「役員等」という。）の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって当法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらに当法人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、役員等に適用する。

(定義)

第3条 本規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反（状態）

当法人の役員等が当法人の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為

利益相反状態において、当法人の役員等が自己又は第三者の利益を図り、もって当法人の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報

当法人の役員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のこととで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 役員等は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2 役員等は、業務を行うに当たり、理事、社員、当法人のその他関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 資金分配団体として、実行団体を選定、監督するに当たり、当法人と実行団体との間の利益相反を防ぐため、当法人の役員又は審査員が、役員になっている団体を実行団体に選ぶことはできない。

4 役員等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

(自己申告)

第5条 当法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会の組織及び運営等については、コンプライアンス規程にて別に定める。

2 理事長は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス委員会の助言を得た

上で決定を行う。

(審議事項等)

第7条 次の事項は、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で決定するものとする。

- (1) 当法人、資金分配団体及び業務を行う団体における利益相反に係る事案の適否
 - (2) 利益相反に関する規程類の改廃
 - (3) 隨意契約に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項をコンプライアンス委員会に報告する。
- (1) 隨意契約に関する事項
 - (2) 第5条に規定する自己申告の結果
 - (3) その他必要な事項

(調査等)

第8条 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る役員等に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

- 2 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聴くことができる。

(審査結果)

第9条 コンプライアンス委員会が第7条第1項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合、委員長は、当該利益相反に係る役員等に対し、改善勧告を行う。

- 2 前項の勧告を受けた役員等は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附 則 本規程は、2023年6月1日より施行する。

附 則 本規程は、2025年1月1日より施行する。